市第 126 号議案

泉区における町区域の設定及び字区域の廃止 次のように泉区において町区域を設定し、及び字区域を廃止する

令和6年2月9日提出

横浜市長 山 中 竹 春

1 町区域の設定

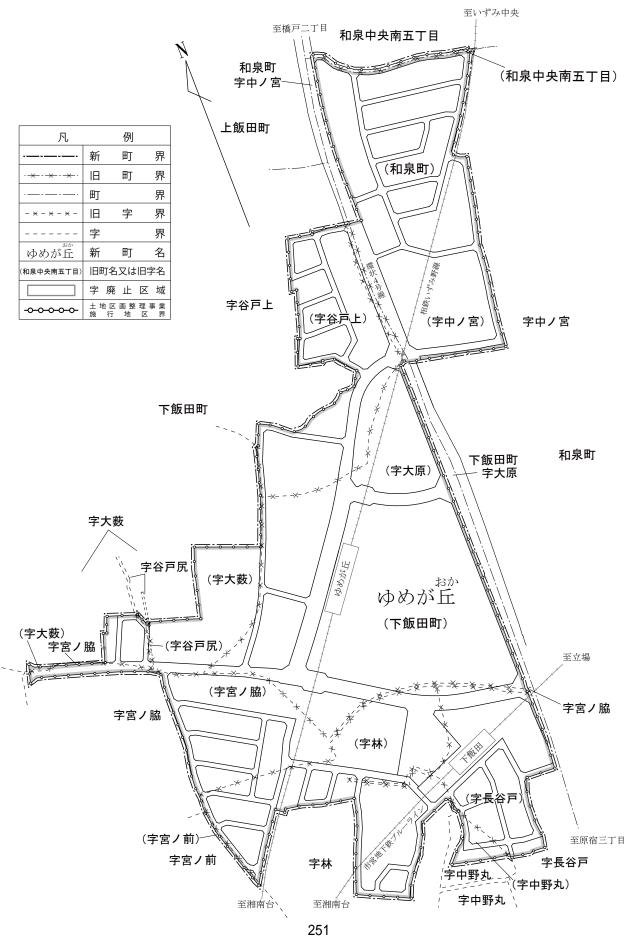
新	区	域	新区域	に編入する現る	生の区域
町		名	町	名	区域図
			泉区和泉中央南五丁	目の一部	
泉ゆ	区 が	丘	泉区和泉町の一部		別図のとおり
			泉区下飯田町の一部		

2 字区域の廃止

	廃	TF _	する字区域区域図
泉 和	区 泉	町	字中ノ宮の一部
			字大原の一部
			字大薮の一部
			字中野丸の一部
泉下	区 飯 田	町	字長谷戸の一部 別図のとおり
			字林の一部
			字宮ノ前の一部
			字宮ノ脇の一部
			字谷戸上の一部

字谷戸尻の一部

泉区における町区域の設定及び字区域の廃止図 別図



市第126号

提案理由

横浜国際港都建設事業泉ゆめが丘地区土地区画整理事業の施行に伴い、泉区ゆめが丘の町区域を設定し、及び同区和泉町字中ノ宮の一部等の字区域を廃止したいので、地方自治法第260条第1項の規定により提案する。

参考

地方自治法 (抜粋)

第 260 条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、 市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれ を廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しよ うとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければな らない。

(第2項及び第3項省略)